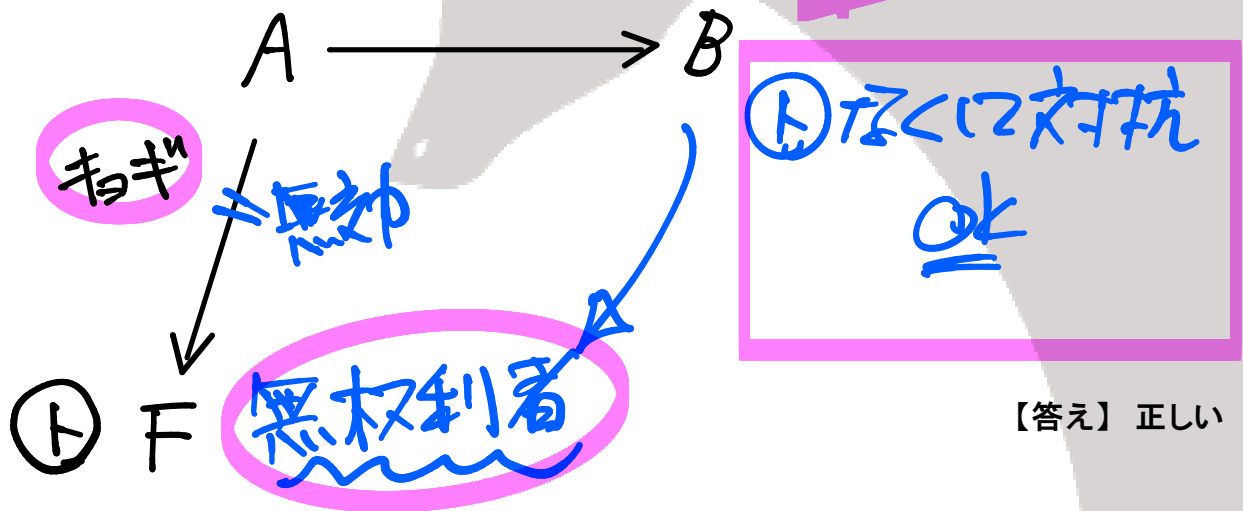


物権変動 H15-03-4 <<#355>>

【問】正誤をつけよ。

Aは、自己所有の甲地をBに売却し引き渡したが、Bはまだ所有権移転登記を行っていない。

AとFが、通謀して甲地をAからFに仮装譲渡し、所有権移転登記を得た場合、Bは登記がなくとも、Fに対して甲地の所有権を主張することができる。



《ポイント》 不動産に関する物権の変動の対抗要件

不動産に関する物権の得喪及び変更は、不動産登記法その他の登記に関する法律の定めるところに従いその登記をしなければ、第三者に対抗することができない。(民法 177 条)

⇒ 無権利者は、「第三者」にあたらない

Ex. 目的物の仮装譲受人

キョキ表示